

申請書等の押印見直し方針

令和3年1月

1. 趣旨

市民の利便性向上や事務効率化のため、行政手続きのデジタル化を見据えた対策を進める必要がある。押印原則は、申請手続き等のデジタル化の阻害要因の一つとなっているが、登記・登録印によらない押印は、本人確認手段としての効果は限定的である。そこで、押印を不要とすることを念頭に、見直しにあたっての方針を次のとおり定める。

2. 見直しの対象とする書面

(1) 市民・事業者等から市へ提出する申請書等で次のもの

- ①市独自の手續による書面
- ②国・県等の法令等に根拠規定があるが、書面様式の見直しについて市独自で見直し可能な手續による書面*

(2) 事務決裁に係るものを除く市内部の手續における書面

※国・県等の法令等に根拠規定があるが、書面様式について市独自で見直し可能なものうち、国・県等の対応方針に従う必要のあるものについては、当該方針等に基づいて順次見直しを行う。

3. 押印見直し等の判断基準

押印は文書の作成者や内容の真正性を担保するために用いられているが、印鑑証明等との照合を行う場合を除き、その効果は限定的であるため、下記の判断基準に基づき原則押印を廃止し、記名もしくは例外的に署名に代えるものとする。

また、署名については、手續きの中で押印と同時または押印の代替えとして求められることが多いため、押印見直しに合わせて必要性を検討し、見直すこととする。

- 「記名」…氏名を記載（印字、ゴム印等も可）すること。なお、「記名」に加えて「押印」することで、署名と同様の効果を持つ。
- 「署名」…氏名を自署すること。

(1) 押印廃止の例外とするもの

押印を求めることが法的に求められているなど、次のような場合に合致するもの。

- ① 地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約書
(覚書、協定書等で双方が記名押印を行うもの及び請書等の契約書としての性質を備えているような場合を含む。)
- ② 請求書、委任状
- ③ 佐野市入札参加資格者に対して、登録印の押印を義務付けている入札、契約の締結及び契約代金等の請求受領に係るもの
- ④ 厳格な本人確認が必要であり、印鑑証明を添付したうえで登録印や登記印による手續きが必要なもの（但し、現在登録印や登記印を要する手續きでも引き続き同様とすべきかの検討を要する。）

(2) 記名のみとするもの

押印や署名を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印や署名がなくても支障のないもので、次のような場合に合致するもの。

- ① 対象が不特定の者であり、押印や署名を求めてまで本人を確認する必要のないもの（閲覧・縦覧の申請書、施設の利用申し込み書等）
- ② 単に事実・状況を把握することのみを目的とするもの（届出事項の変更、履歴書等）
- ③ 当該本人からのものかどうかについて紛れのないもの（市と継続的な関係にある者からの届出・報告等）
- ④ 当該本人であることの確認が、一連の手続の過程で運転免許証、パスポートを始めとする公的証明書の提示等他の手段により行っているもの
- ⑤ 当該本人であることの確認が、下記のような他の手段により代替えすることができるもの。ただし、この場合は申請者の大きな負担増を考慮し、署名とすることも可能とする。

代替え手段例

- a オンライン申請…既存システムの利用、ID・パスワードによる認証等
- b メール申請…利用アドレスの登録
- c 窓口・郵送申請…
 - ・本人確認書類の提示やコピーの添付
 - ・他の添付書類による本人確認
 - ・本人確認証の番号（運転免許証番号、介護保険被保険者番号、印鑑登録証番号、印鑑カード番号等）の記入
 - ・対面での氏名・生年月日等の聞き取り
- ⑥ 市内部手続に関するもの（事務決裁に係るものを除く。）
- ⑦ その他、特に記名で支障がないもの

(3) 署名のみとするもの

記名の条件に合致せず、記名押印と同程度の真正性を担保する必要があるもので、次のような場合に合致するもの。

- ① 国・県等の法令等により署名が義務付けられているもの
- ② 住民異動届など、虚偽の届出等があった場合に、回復困難な権利侵害等が生じるおそれのあるもの、個人の重要な権利義務に係るものなど、本人の意思による申請であることを署名により担保する必要があるもの
- ③ 診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要があるもの
- ④ (2) 記名とするものの⑤代替え手段によることが、申請者にとって大きな負担増と判断されるもの

※本人（代表者）が自署しない場合は記名押印も可とする。